

## APU 校友会ベビーシッター補助制度のご案内

APU 校友会では、お子さんをお持ちのパパ・ママ校友にも「自己実現」の機会を提供することを目的に、気軽にイベントに参加／企画して頂けるようベビーシッター制度を設けます。

本制度には、以下3つの利用形態があります。

- ① イベント会場に出張託児所を設置する
- ② 託児所に預ける
- ③ ベビーシッターをご自宅に派遣する

### 【詳細】

#### ①出張託児所

イベント会場と同じ建物内、もしくは最寄りの建物に簡易の託児所を設置します。

補助上限：3万円

業者例：(株) ネスココーポレーション

<http://www.ness-corporo.co.jp/babysitter/event.html>

#### ②託児所に預ける

ご自宅もしくはイベント会場の近くの、託児施設を利用します。

補助上限：1万円

#### ③ベビーシッターの派遣

校友が自宅を空ける間、ベビーシッターが自宅に派遣されます。

補助上限：1万円

\* 補助上限を超えた場合には、自己負担となります。

### ■ 利用に当たっての諸条件

以下の①～③の全てを満たす場合に補助の対象となります。

- ① パパ・ママが APU 校友会の正会員であること
- ② APU 校友会の公式イベントに正会員が参加する場合  
(公式イベントは、チャプター／グループ／プロジェクトが主催者となるイベントです。)
- ③ 子供の年齢：小学生以下 (中学生以上は対象外です)

### ■ 申請方法

- ・「精算までのフロー詳細」を参照の上、下記のアドレスに申請してください。

APU 校友会事務局：apualumn@apu.ac.jp

- ・イベントの2週間前までには事務局に提出してください。

#### ■ 精算までのフロー詳細

STEP	担当する人	内容	資料
1	パパ・ママ	子供をお持ちの校友から、イベント主催者にベビーシッターを利用したい旨を伝える。	
2	イベント主催者	イベント主催者は、「出張託児所」の設置有無を判断する。	
3	パパ・ママ	「出張託児所」が設置されない場合、またはイベント会場まで子供を連れて行くのが難しい場合に、「託児所に預ける」「ベビーシッターの派遣」を選択する。	
4-1	イベント主催者	「出張託児所」の設置の場合には、イベント主催者が事務局に申請を行う。	【申請書】ベビーシッター補助制度
4-2	パパ・ママ	「託児所に預ける」「ベビーシッターの派遣」の場合には、子供を持つ校友が事務局に申請を行う。	【申請書】ベビーシッター補助制度
5	事務局	申請書を受理し、補助の可否を判断する。	
6	事務局	補助の可否を申請者に伝える。	
7	申請者	(承認された場合)ベビーシッターの費用を立て替える。	
8	申請者	領収書と精算用紙を事務局に提出する。	精算用紙
9	事務局	書類を受理し、問題ない場合には振込を行う。	

#### ■ 利用業者

- ・ご自身の責任で選定してください。
- ・APU 校友会では保険に加入している業者を強く推奨します。  
(なお、事故が発生した場合でも、APU 校友会では一切の責任を負いません)

#### ■ 備考

イベントの性質や内容によっては承認されない場合があります。

以上